

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月12日
【四半期会計期間】	第71期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社ノーリツ
【英訳名】	NORITZ CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 腹巻 知
【本店の所在の場所】	神戸市中央区江戸町93番地
【電話番号】	(078)391-3361(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 企画管理本部長 竹中 昌之
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区江戸町93番地
【電話番号】	(078)391-3361(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 企画管理本部長 竹中 昌之
【縦覧に供する場所】	株式会社ノーリツ東京支店 (東京都新宿区西新宿二丁目6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第3四半期 連結累計期間	第71期 第3四半期 連結累計期間	第70期
会計期間	自2019年1月1日 至2019年9月30日	自2020年1月1日 至2020年9月30日	自2019年1月1日 至2019年12月31日
売上高 (百万円)	146,815	127,067	208,396
経常利益 (百万円)	156	1,263	3,437
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (百万円)	714	6,069	1,512
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,864	7,331	3,409
純資産額 (百万円)	110,089	104,166	114,801
総資産額 (百万円)	187,758	175,945	199,305
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失 (円)	14.95	129.86	31.75
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	31.71
自己資本比率 (%)	56.6	57.2	55.7

回次	第70期 第3四半期 連結会計期間	第71期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自2019年7月1日 至2019年9月30日	自2020年7月1日 至2020年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	5.09	15.02

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第70期第3四半期連結累計期間及び第71期第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第3四半期連結累計期間において、住設システム分野から撤退しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(感染症拡大・長期化による事業リスク)

現在感染拡大している新型コロナウイルスを含め重大な感染症が全世界に流行し長期化した場合、世界的な景気悪化や生産・販売活動に障害が生じる恐れがあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に大きな影響が及ぶ可能性があります。

当社グループは、本感染症の感染拡大とその長期化に対する備えとして、財務基盤の安定性をより一層高めることを目的に十分な融資枠を確保しております。また、各事業所における感染防止策の徹底、イベントの中止、会議のオンライン化や出張の制限措置等を実施することにより、集合や移動による感染リスクの低減を図っております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言とその後の段階的解除を受け、個人消費は徐々に回復しているものの、事業活動の停滞や雇用情勢悪化など経済情勢の先行きは予断を許さない厳しい状況となりました。また海外経済においても新型コロナウイルス感染が世界中で急速に拡大したことによる経済活動の制限と解除で、前例のない厳しい状況となりました。

国内住宅関連業界におきましては、中国等における新型コロナウイルス感染拡大によるサプライチェーンの混乱は収束したものの、新設住宅着工戸数が前年を下回り、更新需要が減少したことで厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の制約に対処しつつ、国内外共に今後の飛躍に向けた構造改革フェーズとして、収益構造と事業モデルの変革により企業価値向上につなげる取り組みを進めました。特に国内事業では、不採算分野である住設システム分野からの撤退と、ノーリツ単体における789名の希望退職を実施し、固定費、変動費の削減に取り組み、損益分岐売上高の引き下げに努めました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績は売上高1,270億67百万円（前年同期比13.5%減）となりました。利益面につきましては、営業利益が3億68百万円（前年同期は2億38百万円の営業損失）、経常利益が12億63百万円（前年同期比707.6%増）となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失につきましては、第1四半期に早期退職費用を特別損失に計上したこと等により、60億69百万円（前年同期は7億14百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

国内事業

当第3四半期連結累計期間の国内事業セグメントは、売上高が973億32百万円（前年同期比10.8%減）、セグメント利益が8億96百万円（前年同期比844.7%増）となりました。

温水空調分野では、新設需要、取替需要が前年を下回る中、「見まもり」「キレイ」機能を備えた主力商品「G T - C 6 2 シリーズ」を、またガス温水暖房付きふる給湯器におきましては、浴室暖房乾燥機との連動によって「見まもり」機能をさらに強化した「G T H - C 6 1 シリーズ」を中心に高効率ガス給湯器「エコジョーズ」の販売を促進しました。

厨房分野では、中級グレードの「ピアット」と、自動でグリル調理が可能なマルチグリルに燻製や低温調理の機能を追加し、専用のスマートフォンアプリとの連携が可能となった高級グレードの新製品「プログレシリーズ」の販売に注力しました。また、グリル料理の楽しさを広める「毎日グリル部」の運営とあわせ、ガスビルトインコンロの拡販に努めました。

住設システム分野の事業撤退等による売上高減少と、コロナ禍の影響による経済活動制限がありましたが、国内事業全体で経費削減が想定以上に進んだことと共に構造改革を推進した結果、減収増益となりました。

海外事業

当第3四半期連結累計期間の海外事業セグメントは、売上高が369億76百万円（同16.7%減）、セグメント損失が5億27百万円（前年同期は3億33百万円のセグメント損失）となりました。

中国エリアにおいては、第1四半期連結会計期間は新型コロナウイルス感染拡大が事業活動全体に多大な影響を与えましたが、第2四半期以降、構造改革による固定費削減やネット販売向け普及価格帯給湯器の販売等により業績は急回復しました。北米エリアにおいては、ノーリツアメリカ、昨年1月から新規連結したボイラーメーカーPB Heat及びFacilities Resource Groupの3社がそれぞれで商品・エリア・流通を補完しながら業用給湯器・ボイラー・暖房商品の拡販に努めました。アジア・オセアニアエリアにおいては、豪州は原価改善等により堅調に推移し、香港は政治経済情勢が厳しい中でも業績を確保しましたが、海外事業全体では減収減益となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産残高は、1,759億45百万円（前連結会計年度末比233億59百万円減）となりました。流動資産は、受取手形及び売掛金が減少したこと等により952億40百万円（同226億82百万円減）となりました。また、固定資産は、投資有価証券が減少したこと等により807億5百万円（同6億77百万円減）となりました。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、支払手形及び買掛金が減少したこと等により717億78百万円（同127億25百万円減）となりました。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、1,041億66百万円（同106億34百万円減）となりました。この結果、自己資本比率は57.2%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は1951年3月、創業とともに「能率風呂」を世に送り出し、その後半世紀以上にわたり「お湯」をキーワードに生活設備機器を提供し続けてまいりました。

現在、当社及び国内外の関係会社により構成される当社グループでは、温水機器、ビルトインコンロ、暖房・空調機器等の各製品・部品の製造・販売事業及びこれらに付帯する事業を行っております。

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また1962年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展に貢献もしてまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模も拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いと自負しております。

また、当社グループは、「世界で戦えるノーリツグループ」をグループビジョンに据え、中期経営計画『Vプラン20』の実現に向けた活動を展開してまいります。「環境」「安全・安心」「快適」「健康・美容」を軸に、その事業領域を創業の原点である「お風呂」から「暮し」の領域に広げ、「経済的価値」「社会的価値」「ブランド価値」という3つの価値を追求し、当社グループを取り巻く各ステークホルダーに「幸せ」をお届けする企業グループを目指してまいります。

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も今後ますます増加するものと思われまます。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長い年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様利益にも繋がると考えております。

しかし、当社株式の大規模買付者が出現した場合、当社株主の皆様が、当社の企業価値及び具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付行為に応じるか否かの決定・判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」について、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することにより、当社株主の皆様適切な判断をしていただくための措置として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を策定し維持することが必要であると考えます。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した、開かれた経営を進めてまいります。以上のような取組みにより、当社は今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを強要して株主に不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会による検討・代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、予め何らかの対応方法を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様十分な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を

行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、当社グループ事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様により適切な判断をしていただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うことといたします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当該ルール違反のみをもって、対抗措置を講じることができるものといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮の効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当該対抗措置により、結果的に大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になるうとする者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

本対応方針の有効期間は、2022年に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で変更されるものとします。

また、本対応方針については、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・討議を行います。

従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止または変更させることが可能です。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他本対応方針に関連する法令もしくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新設・改廃を本対応方針に反映させることが適切である場合、または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、本対応方針の形式的もしくは技術的な修正または変更を行うことができるものとします。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有しております。

また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

イ) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

ロ) 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、2019年3月28日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただいております。

また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、対抗措置の発動に対する当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。

ハ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外役員、弁護士、公認会計士、税理士、もしくは学識経験者、他社経営者、または投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任しております。

二) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ) 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、当社取締役会是对抗措置の発動の可否について、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告に従うように設定されており、また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、株主総会を開催し対抗措置の発動に対して株主の皆様を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための厳格な仕組みを確保しているものといえます。

ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期を1年としており、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、34億64百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	156,369,000
計	156,369,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,797,651	50,797,651	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	50,797,651	50,797,651	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年7月1日 ~ 2020年9月30日	-	50,797	-	20,167	-	22,956

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,051,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,708,400	457,084	-
単元未満株式	普通株式 37,851	-	-
発行済株式総数	50,797,651	-	-
総株主の議決権	-	457,084	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	5,051,400	-	5,051,400	9.94
計	-	5,051,400	-	5,051,400	9.94

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、当四半期累計期間末後、当四半期報告書の提出日までの役職の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長	代表取締役社長	國井 総一郎	2020年10月1日
代表取締役社長	取締役兼 専務執行役員 国内事業本部長、 国内事業本部温水事業 本部長	腹巻 知	2020年10月1日
取締役兼 専務執行役員 プロダクツ本部長	取締役兼 専務執行役員 国際事業本部長、 能率（中国）投資有限 公司董事長、 能率香港有限公司董事 長、 Sakura(Cayman) Co.,Ltd. 董事長、 Sakura China Holdings(H.K.) Co.,Ltd. 董事長、 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director	廣澤 正峰	2020年10月1日
取締役兼 常務執行役員 企画管理本部長	取締役兼 常務執行役員 経営管理本部長	竹中 昌之	2020年10月1日
取締役兼 常務執行役員 マーケティング本部長	取締役兼 常務執行役員 国内事業本部営業本 部長	廣岡 一志	2020年10月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年1月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,591	25,102
受取手形及び売掛金	46,345	34,896
電子記録債権	14,501	9,245
有価証券	612	98
たな卸資産	20,037	21,205
その他	5,209	5,074
貸倒引当金	375	382
流動資産合計	117,922	95,240
固定資産		
有形固定資産	35,969	33,485
無形固定資産		
のれん	2,063	1,825
その他	8,397	7,859
無形固定資産合計	10,460	9,685
投資その他の資産		
投資有価証券	29,464	28,460
その他	5,621	9,195
貸倒引当金	134	121
投資その他の資産合計	34,951	37,534
固定資産合計	81,382	80,705
資産合計	199,305	175,945
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	40,941	31,798
短期借入金	1,252	1,080
未払法人税等	523	469
賞与引当金	486	1,579
役員賞与引当金	12	-
製品保証引当金	873	839
製品事故処理費用引当金	36	34
事業整理損失引当金	-	110
その他	19,041	15,427
流動負債合計	63,167	51,340
固定負債		
役員退職慰労引当金	70	65
製品保証引当金	2,083	2,174
環境対策引当金	8	-
退職給付に係る負債	13,101	12,377
その他	6,071	5,821
固定負債合計	21,336	20,437
負債合計	84,503	71,778

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,167	20,167
資本剰余金	22,956	22,956
利益剰余金	66,347	58,775
自己株式	6,106	7,913
株主資本合計	103,365	93,986
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,897	9,155
繰延ヘッジ損益	-	30
為替換算調整勘定	41	634
退職給付に係る調整累計額	2,255	1,957
その他の包括利益累計額合計	7,600	6,593
新株予約権	110	118
非支配株主持分	3,724	3,469
純資産合計	114,801	104,166
負債純資産合計	199,305	175,945

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
売上高	146,815	127,067
売上原価	102,270	88,327
売上総利益	44,544	38,740
販売費及び一般管理費	44,782	38,371
営業利益又は営業損失 ()	238	368
営業外収益		
受取利息	179	175
受取配当金	536	537
受取賃貸料	116	117
補助金収入	-	138
その他	196	310
営業外収益合計	1,029	1,279
営業外費用		
支払利息	95	76
固定資産賃貸費用	80	83
為替差損	159	62
支払手数料	15	12
操業停止費用	-	87
貸倒損失	123	-
その他	159	62
営業外費用合計	634	385
経常利益	156	1,263
特別利益		
受取保険金	8	-
退職給付制度終了益	23	-
特別利益合計	31	-
特別損失		
固定資産処分損	38	48
投資有価証券評価損	-	44
減損損失	460	385
事業整理損失	1,433	1,643
早期退職費用	-	2,838
特別損失合計	542	9,508
税金等調整前四半期純損失 ()	353	8,244
法人税、住民税及び事業税	522	706
法人税等調整額	101	2,661
法人税等合計	420	1,955
四半期純損失 ()	774	6,289
非支配株主に帰属する四半期純損失 ()	60	220
親会社株主に帰属する四半期純損失 ()	714	6,069

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
四半期純損失()	774	6,289
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	424	741
繰延ヘッジ損益	0	30
為替換算調整勘定	1,814	628
退職給付に係る調整額	299	298
その他の包括利益合計	1,089	1,042
四半期包括利益	1,864	7,331
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,548	7,076
非支配株主に係る四半期包括利益	315	255

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第2四半期連結会計期間において、連結子会社であった関東産業株式会社は清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、各国における経済活動が停滞し、深刻な影響が生じております。収束時期等を予測することは困難ではありますが、当社グループでは以下の仮定のもと繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の評価等に関する会計上の見積りを実施しております。

国内におきましては、当社グループが取り扱う商品は一般消費者の生活必需品としての要素が強いいため、経営成績及び財政状態へ与える影響は限定的であるとの仮定をしております。また、海外におきましては、ロックダウンによる経済活動の制限を余儀なくされたものの、事業活動再開後の状況を踏まえ、今後は徐々に回復し長期的に重要な影響はないと仮定しております。

なお、本感染症による影響は不確定要素が多く、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が前連結会計年度の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
受取手形	508百万円	- 百万円
電子記録債権	445	-
支払手形	405	-

(四半期連結損益計算書関係)

1 事業整理損失

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

当社子会社である関東産業株式会社の解散及び清算に関連して発生した費用・損失等であり、主に退職者の割増退職金であります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

住設システム分野からの撤退に関連して発生する費用及び損失を事業整理損失として計上しております。

事業整理損失の内訳は、取引先への補償費用259百万円、減損損失252百万円、棚卸資産評価損75百万円、その他56百万円であります。なお、当該事業整理損失に含まれる減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

用途	場所	種類	金額
事業用資産 (住設システム分野)	群馬県前橋市	建物及び構築物	128
		機械装置及び運搬具	1
		土地	115
		建設仮勘定	6
		その他	0
合 計			252

(注) 当社グループでは事業用資産については製品及び市場の類似性を考慮して区分しております。上記の資産につきましては、事業譲渡の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、事業譲渡契約における売却価格により評価しております。なお、当該資産は2020年7月に売却を完了しております。

2 早期退職費用

人員の適正化に伴う希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用及び損失を早期退職費用として計上しております。

早期退職費用の内訳は、特別加算金7,131百万円、再就職支援費用434百万円、その他820百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
減価償却費	5,044百万円	5,032百万円
のれんの償却額	193	195

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	764	16	2018年12月31日	2019年3月29日	利益剰余金
2019年8月8日 取締役会	普通株式	765	16	2019年6月30日	2019年9月20日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	752	16	2019年12月31日	2020年3月27日	利益剰余金
2020年8月11日 取締役会	普通株式	748	16	2020年6月30日	2020年9月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	国内事業	海外事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	104,443	42,371	146,815	-	146,815
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,710	2,035	6,746	6,746	-
計	109,153	44,407	153,561	6,746	146,815
セグメント利益又は損失()	94	333	238	-	238

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「国内事業」セグメント及び「海外事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては「国内事業」セグメント458百万円及び「海外事業」セグメント1百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「海外事業」セグメントにおいて、PB Heat, LLC等の持分を取得し、連結子会社としたことにより、のれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間においては1,854百万円であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	国内事業	海外事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	92,452	34,615	127,067	-	127,067
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,879	2,361	7,240	7,240	-
計	97,332	36,976	134,308	7,240	127,067
セグメント利益又は損失()	896	527	368	-	368

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「国内事業」セグメント及び「海外事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては「国内事業」セグメント629百万円及び「海外事業」セグメント8百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失()	14円95銭	129円86銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	714	6,069
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	714	6,069
普通株式の期中平均株式数(千株)	47,768	46,738
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2020年8月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....748百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....16円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2020年9月18日

(注) 2020年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月11日

株式会社ノーリツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀内 計尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノーリツの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年1月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。